



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月16日火曜日 第2462号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....（労政雇用課）... 324

告 示

- 救急病院の協力申出（2件）.....（医療対策課）... 325
- 保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....（森林整備課）... 326
- 解除予定保安林.....（ " ）... 326
- 基本測量の終了の通知.....（道路維持課）... 326
- 公共測量の終了の通知（2件）.....（ " ）... 326
- 介護員養成研修事業者の指定（3件）.....（東予地方局地域福祉課・中予地方局地域福祉課）... 326
- 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 327
- 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 327
- 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 327
- 道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....（ " ）... 328
- 道路の区域変更（一般国道378号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 328
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 328
- 道路の区域変更（一般国道378号）.....（ " ）... 328
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 328
- 道路の区域変更（県道宇和野村線）.....（ " ）... 329
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 329
- 道路の区域変更（県道宇和野村線）.....（ " ）... 329
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 329
- パーキングチケット発給手数料の収納事務の委託（2件）.....（警察本部会計課）... 330

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 330
- インターネットシステムの借入れ.....（警察本部会計課）... 330
- 行政情報処理端末機ほかの借入れ.....（ " ）... 331

公営企業公告

- 磁気共鳴断層撮影装置の購入.....（公営企業管理局総務課）... 332

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第39号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（規則で定める手数料の金額）	（規則で定める手数料の金額）
第1条 省略	第1条 省略
2～5 省略	2～5 省略

6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号に該当するものを除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、_____、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨(ちゅう)房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円

イ・ウ 省略

(3) 省略

6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号に該当するものを除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨(ちゅう)房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円

イ・ウ 省略

(3) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第395号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 開設者名, 認定の有効期限. Rows include 公立学校共済組合三島医療センター, 愛媛労災病院, 平成脳神経外科病院, 愛媛大学医学部附属病院.

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 開設者名, 認定の有効期限. Rows include 西予市立宇和病院, 西予市立野村病院, 愛媛県立南宇和病院.

○愛媛県告示第396号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 開設者名, 認定の有効期限. Row includes 社会医療法人社団更生会村上記念病院.

○愛媛県告示第397号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市城川町下相2050、2053、3960の1から3960の3まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町下相2050・2053（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3960の3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第398号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字上家地906、908の1、908の2、909の1から909の3まで、910の1から910の3まで、911
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第399号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市由良町乙282の12
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第400号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 平成25年2月8日から
平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町

○愛媛県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（レーザ計測）
- 2 作業期間 平成24年10月5日から
平成25年3月21日まで
- 3 作業地域 宇和島市、大洲市、西予市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 2 作業期間 平成24年8月28日から
平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市都市計画区域

○愛媛県告示第403号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年4月16日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日 定 日
株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙444番地1	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日

○愛媛県告示第404号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 4月16日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日 定 日
学校法人RWFグループ四国中央医療福祉総合学院	愛媛県四国中央市中之庄町1684番地10	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日 定 日
特定非営利活動法人アクティブボランティア21	松山市天山二丁目3番27号	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会（松山老人保健施設にぎたつ苑）	松山市山西町997番地1	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日
株式会社タスク	松山市六軒家町3番24号	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日
愛媛県立北条高等学校	松山市北条辻600番地1	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日
ベストケア株式会社	松山市中村二丁目7番33号	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日

○愛媛県告示第405号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 4月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市泊土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 4月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第407号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-22)第13092号	平成22年6月28日	(株)中村組	中村 邦道	伊予郡砥部町大南668	平成25年3月19日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ば装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-21)第10799号	平成22年3月30日	(有)マツダ内装	松田 和昭	松山市居相3-10-31	平成25年3月27日	内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町寺村2623番2から 同町寺村2642番3まで	旧	メートル 4.4~ 8.0	キロメートル 0.181	
			新	7.1~40.0	0.181	

○愛媛県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松甲1548番1から 同町重松乙1552番4まで	平成25年 4月16日

○愛媛県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町高山乙283番2から 同町高山乙283番4まで	旧	メートル 14.5～19.5	キロメートル 0.040	
			新	14.5～33.5	0.040	

○愛媛県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町高山乙283番2から 同町高山乙283番4まで	平成25年 4月16日

○愛媛県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町高山甲663番2から 同町高山645番地先まで	旧	メートル 5.0～15.0	キロメートル 0.050	
		西予市明浜町高山甲663番2から 同町高山645番2まで	新	13.0～45.0	0.050	

○愛媛県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市明浜町高山甲663番2から 同町高山645番2まで	平成25年4月16日

○愛媛県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市野村町鎌田39番1地先から 同町鎌田477番1地先まで	旧	メートル 26.5～53.2	キロメートル 0.057	
			新	34.5～53.2	0.057	

○愛媛県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	西予市野村町鎌田39番1地先から 同町鎌田477番1地先まで	平成25年4月16日

○愛媛県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市野村町鎌田483番3地先から 同町鎌田483番1地先まで	旧	メートル 11.8～29.9	キロメートル 0.035	
			新	28.8～29.9	0.035	

○愛媛県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	西予市野村町鎌田483番3地先から 同町鎌田483番1地先まで	平成25年4月16日

○愛媛県告示第418号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定によりパ - キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。
平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
一般社団法人愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地 7	パ - キングチケット発給設備（松山東警察署管内）からの手数料の収納の事務	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで

○愛媛県告示第419号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定によりパ - キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。
平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
一般社団法人愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地 7	パ - キングチケット発給設備（今治警察署管内）からの手数料の収納の事務	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 4月 4日	NPO法人ほっとねっと	屋 宮 康 紀	松山市小坂 2 - 2 - 20	この法人は、障害のある人の社会参加の促進に関する実践活動を進めることで、広く市民の障害のある人への理解を推進し、障害のある人の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
インターネットシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
インターネットシステム一式（ハードウェア、ソフトウェア、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成25年 8月 1日から平成31年 7月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 - 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089) 934 - 0110 2232

(2) 入札書の受領期限

平成25年 5月28日 (火) 午後 3時00分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成25年 5月28日 (火) 午後 3時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成25年 5月20日 (月) 午後 5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :

Internet System , 1 set

(2) Time limit of tender : 3:00p .m . , 28 May , 2013

(3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

行政情報処理端末機ほかの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

行政情報処理端末機ほか一式 (ハードウェア、ソフトウェア、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成25年10月 1日から平成31年 9月30日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 - 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089) 934 - 0110 2232

(2) 入札書の受領期限

平成25年 5月28日 (火) 午後 2時00分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成25年 5月28日 (火) 午後 2時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成25年5月20日（月）午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :
Administrative Information processing terminal unit and others , 1 set

(2) Time limit of tender : 2:00p.m. , 28 May , 2013

(3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年4月16日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

磁気共鳴断層撮影装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

磁気共鳴断層撮影装置 1式

（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成25年9月30日（月）まで

(5) 納入場所

愛媛県今治市石井町4丁目5番5号
愛媛県立今治病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負

等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成25年5月13日（月）午後5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成25年5月27日（月）から平成25年5月29日（水）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、5月29日は午前9時59分まで））。

紙入札による場合は、平成25年5月29日（水）午前9時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成25年5月29日（水）午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 - 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年5月13日(月)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

MRI (Magnetic Resonance Imaging), 1 set

(2) Time limit of tender : 9:59 a.m., 29 May 2013

(3) For further information, please contact : Property

Management Section, General Affairs Division, Public

Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural

Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime

790 8570 Japan

TEL 089 912 2794